

平成24年度

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

東金市の情報公開制度及び 個人情報保護制度の施行状況

東金市総務部総務課

1 情報公開制度

1. 開示請求の開示決定等の状況

平成24年度においては、5人（団体）の開示請求者（開示申出者）から合計で6件の開示請求（開示申出）がありました。

実施機関別の開示決定等の状況は次のとおりです。

（単位 件）

実施機関名	請求書 受付件数	開示決定等区分				
		全部 開示	部分 開示	全部 不開示	拒否 (却下)	取下げ
市長	6	1	5	0	0	0
企画政策部	0	0	0	0	0	0
総務部	3	1	2	0	0	0
市民福祉部	0	0	0	0	0	0
建設経済部	3	0	3	0	0	0
会計課	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者（ガス事業）	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター	0	0	0	0	0	0
合計	6	1	5	0	0	0

2. 開示請求者の内訳

東金市の情報公開制度では、開示請求ができる方は広義の市民としています。また、これに該当されない方については、条例に基づいた請求ではなく、申出という形をとっています。

平成24年度の開示請求者（開示申出者）の内訳は次のとおりです。

（単位 人）

開示請求者・開示申出者の区分		人数・ 団体数
請求者	市の区域内に住所を有する方	2
	市の区域内に事務所又は事業所を有する個人の方及び法人その他の団体	1
	市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する方	0
	市の区域内に存する学校に在学する方	0
	市税の納税義務のある方	0
申出者（個人及び法人その他の団体）		2
合 計		5

3. 不開示の理由別内訳

6件の開示請求（開示申出）のうち、5件が部分開示（一部不開示）となっています。その理由別の内訳は次のとおりです。

（単位 件）

不開示の理由	内訳	不開示とした情報の具体例
個人に関する情報 （情報公開条例第5条第1号）	5	特定個人の氏名、生年月日、電話番号、印影等
法人等に関する情報 （ " 第2号）	1	法人の代表者の印影
公共の安全等に関する情報 （ " 第3号）	0	
審議・検討等に関する情報 （ " 第4号）	1	東金市職員の分限・懲戒等に関する審査会の会議顛末書に記載された、委員の意見の内容
市等の事務・事業に関する情報 （ " 第5号）	1	東金市職員の分限・懲戒等に関する審査会の資料に記載された、事情聴取の内容等
法令等秘情報 （ " 第6号）	0	
行政文書不存在	0	
合 計	8	

※ 1件の開示請求に対して複数の不開示理由が該当する場合があるため、開示請求の件数と不開示理由の内訳の合計とが一致しないことがあります。

4. 不服申立ての状況

開示決定等に対する行政不服審査法に基づく不服申立ては、平成24年度はありませんでした。

平成24年度 開示請求の内容及び処理状況一覧

整理番号	請求年月日	請求の内容	行政文書の件名	実施機関名 (所管課)	開示決定等 年月日及び 決定等内容	不開示理由 (情報公開条例該当条文)	開示の方法
請求 1	24. 8. 28	7月1日懲戒処分に関する懲罰委員会の資料	1 東金市職員の分限・懲戒等に関する審査会の開催について 2 会議録末書	市長 (総務部 総務課)	24. 9. 12 部分開示	個人情報 (第5条第1号) 審議検討情報 (第5条第4号) 事務事業情報 (第5条第5号)	写しの交付
請求 2	24. 12. 12	1 東金市宅地開発指導要綱 (昭和60年東金市告示第20号以前の事業に適用されていた要綱) 2 東金市宅地開発指導要綱 (昭和60年東金市告示第20号) 1の要綱が2の要綱に改正された理由が明らかになる資料 (改正案決裁文書のコピー等) 3 東金市宅地開発指導要綱 (平成4年東金市告示第24号) 2の昭和60年告示第20号が廃止され、平成4年告示第24号に改正された理由が明らかになる資料 (改正案決裁文書のコピー等)	1 東金市宅地開発指導要綱及び基準 2 東金市宅地開発指導要綱 東金市宅地開発指導要綱の新規制定及び旧要綱の廃止について 3 東金市宅地開発指導要綱 現行宅地開発指導要綱の廃止及び新要綱の制定について	市長 (総務部 総務課)	24. 12. 20 全部開示	—	写しの交付
請求 3	25. 3. 19	自転車事故に関する事故証明	交通事故証明書	市長 (建設経済部 建設課)	23. 3. 25 部分開示	個人情報 (第5条第1号)	写しの交付
請求 4	25. 3. 29	1 調査結果報告書及び弊社見解書 2 査定積算書	左に同じ	市長 (建設経済部 建設課)	25. 5. 10 部分開示	個人情報 (第5条第1号)	写しの交付

整理番号	請求年月日	請求の内容	行政文書の件名	実施機関名 (所管課)	開示決定等 年月日及び 決定等内容	不開示理由 (情報公開条例該当条文)	開示の方法
申出 1	24. 9. 14	1 平成14年11月5日付「東金工場土 壌調査改良工事報告書」(添付 資料1) 2 平成14年11月21日付「東金工場 土壌調査改良工事報告書」(補 足資料)	1 平成14年11月5日付「東金工場土 壌調査改良工事報告書」 2 平成14年11月21日付「東金工場 土壌調査改良工事報告書(補足 資料)」	市長 (建設経済部 環境保全課)	24. 9. 28 部分開示	個人情報 (第5条第1号)	写しの交付
申出 2	25. 2. 4	1 土地・家屋の現況把握のために した「東金市地図情報システム 更新業務委託(名称が異なる場 合は同趣旨の)契約書・仕様書」 により取得した成果品(中間成 果物を含む)としての「地番図 データファイル」の複製。 ※平成25年1月1日現在のもの(ま たは直近のもの)。 ※電磁的記録での公開を優先的 に希望する。それが難しい場合 は紙に印刷したもの。 2 1が公開されない場合は、東金市 で土地・家屋の現況把握のため にした「東金市地図情報システ ム更新業務委託(名称が異なる 場合は同趣旨の)契約書・仕様 書」。 ※平成25年度のもの(または直近 のもの)。	1 平成24年1月1日現在「地番図デ ータファイル」(電磁的記録) 平成24年1月1日現在「地番図製 本(事務用製本)」(紙媒体) 2 平成24年度「地図情報システ ム更新業務委託契約書」(紙媒体)	市長 (総務部 課税課)	25. 2. 19 部分開示	個人情報 (第5条第1号) 法人情報 (第5条第2号)	写しの交付

2 個人情報保護制度

この資料は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの個人情報取扱事務の登録件数、個人情報の開示請求等の受付件数及び上記の期間に開示決定等の処理を行った件数などを整理分類し、東金市の平成24年度における個人情報保護制度の実施状況を取りまとめたものです。

1. 個人情報取扱事務の登録の状況並びに個人情報の開示請求及び開示決定等の状況

実施機関名	登録の状況		開示請求及び開示決定等の状況				
	事務の件数	個人の類型の件数	開示請求	請求の内容	開示決定等		
					全部開示	部分開示	全部不開示 (不存在を含む)
市長	434	742	—		—	—	—
企画政策部	10	11	—		—	—	—
総務部	63	78	—		—	—	—
市民福祉部	232	454	—		—	—	—
建設経済部	128	198	—		—	—	—
会計課	1	1	—		—	—	—
教育委員会	84	108	—		—	—	—
選挙管理委員会	10	21	—		—	—	—
監査委員	1	2	—		—	—	—
農業委員会	24	33	—		—	—	—
固定資産評価審査委員会	1	1	—		—	—	—
公営企業管理者	12	14	—		—	—	—
議会	3	3	—		—	—	—
合計	569	924	—		—	—	—

注 1 開示請求とは、条例第11条に規定する個人情報の開示請求を示します。

2 「事務の件数」とは、特定の個人情報の集合を取り扱って実施機関が行う一連の事務ごとの件数をいいます。

3 「個人の類型の件数」とは、上記1の事務の中で取り扱われる個人情報の性質ごとの件数をいいます。

2. 個人情報の訂正請求、個人情報の利用停止請求、個人情報の口頭による開示請求、個人情報の取扱いに関する苦情の申出、開示決定等に対する行政不服審査法に基づく不服申立て

平成24年度は、ありませんでした。

3. 個人情報の口頭による開示の実施の状況（条例第21条の規定による個人情報の開示の特例）

条例第21条第1項の規定により口頭により開示請求ができる個人情報として、実施機関が開示の実施を行っているものは、次のとおりです。

整理番号	告示日	実施機関	個人情報を取り扱う事務の名称	開示請求をすることができる個人情報の内容	開示請求をすることができる期間	開示の実施の方法	開示請求の受け及び開示の実施をする組織の名称
1	13.12.3	市長	東金市職員採用試験	総合得点及び総合順位（不合格者に係るものに限る。ただし、第1次試験不合格者にあつては、第1次試験の得点及び順位）	最終合格発表の日から起算して1月間	口頭での伝達	東金市総務部総務課